

令和6年度三種町障害者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、三種町の全組織とする。

3 対象となる障害者就労施設等

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア．就労継続支援事業所（A型、B型）

イ．就労移行支援事業所

ウ．生活介護事業所

エ．障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ．地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア．障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ．重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく住宅就業障害者及び住宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

（1）物品

・食品類、農作物類、印刷物類など、障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

・草刈、施設内清掃、封入業務など、障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

令和6年度の目標を次のとおり定める。

調達の目標額：334千円（前年度実績334千円）

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等に対し、物品等の調達の推進に係る情報を随時提供する。
- (2) 障害者就労施設等から調達可能物品等の情報を収集し、各課・各機関へ情報を提供する。
- (3) 物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を制定若しくは見直した時は、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なくその概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉課とする。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。